

令和7年第7回中泊町教育委員会会議会議録

日時 令和7年10月10日（金）

午前10時00分

場所 中泊町役場2階 委員会室2

【議事日程】

開会

- 1 会議録署名委員の決定
- 2 会期の決定
- 3 議案第31号 中泊町立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部改正について
- 4 議案第32号 中泊町立義務教育学校開校準備委員会委員の委嘱について
- 5 議案第33号 中泊町教育文化賞表彰規則の一部改正について
- 6 議案第34号 中泊町教育文化賞選考委員会設置規則の廃止について
- 7 議案第35号 中泊町史編さん委員会委員の委嘱について
- 8 議案第36号 中泊町史編集委員会設置要綱の一部改正について
- 9 議案第37号 中泊町史編集委員会委員の委嘱について
- 10 報告第9号 第78回市町村対抗青森県民スポーツ大会結果について
- 11 報告第10号 令和7年度中泊町二十歳の成人式実施結果について
- 12 報告第11号 第33回青森県民駅伝競走大会結果について
- 13 報告第12号 令和7年度中泊町善行・功労者表彰について
- 14 報告第13号 令和8年度における小学校及び中学校の学級編制（見込み）並びに特別支援学級編制（見込み）について

15 その他

閉会

【出席委員】

教育長 鈴木 信也、教育長職務代理者 宮越 寛、委員 東山 綾子
委員 角田 龍二、委員 坂本 拓也

【欠席委員】

なし

【説明のため出席した職員】

教育課長 田中 綾人、課長補佐 山田 彰広、課長補佐 白崎 春樹

【署名委員】

委員 東山 綾子、委員 坂本 拓也

(午前 10 時 00 分 開会)

○教育長 定刻となりました。それでは、ただいまの出席委員数は 5 名です。定足数に達していますので、これより令和 7 年第 7 回中泊町教育委員会会議を開会します。

本日の議事日程は、お手元に配付されているとおり、7 議案、5 報告、その他となっております。

日程第 1、「会議録署名委員の決定」を行います。会議録署名委員は、会議規則第 20 条第 3 項の規定に基づき、東山 綾子 委員、坂本 拓也 委員を指名します。

日程第 2、「会期の決定」を議題にします。お諮りします。本会議の会期は、本日 1 日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 「異議なし」と認めます。したがって、本会議の会期は、本日 1 日と決定しました。

＜議案第 31 号＞

○教育長 日程第 3、これより「議事」に入ります。

議案第 31 号「中泊町立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部改正について」を議題にします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第 31 号「中泊町立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部改正について」ご説明いたします。議案書をご覧ください。

本規程の改正は、押印廃止の流れを受け、すでに改正していたもののほか、今般、教育課程の届出に関する押印を不要とするため、その様式を改正するものになります。

具体的には新旧対照表の次のページにある様式をご覧いただきたいと思いますが、従来は学校長の氏名の末尾に「押印」を求めておりました。今回の様式からは「印」を削除し、押印を求めないものとします。これは、特別支援学級の届出書に対しても適用されますので、2 様式の改正となります。

以上、本議案のご説明といたします。よろしくお願いいたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○宮越委員 押印を不要としてサインだけというのも普通になってきていますが、この案件ではパソコンなどで氏名を入力した形で押印を不要とするものですね。

○教育課長 この服務等の規程に関しては、氏名を入力し「印」を削除して押印を求めない

ものです。以前にも押印不要にしたものもあったのですが、全般的に見直していくものです。ただ、県提出文書がまだ押印を必要とするものもありますので、整理しながら進めたいと思います。

○教育長 他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○教育長 それでは議案第31号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがって議案第31号は、原案のとおり可決されました。

＜議案第32号＞

○教育長 日程第4、議案第32号「中泊町立義務教育学校開校準備委員会委員の委嘱について」を議題にします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第32号「中泊町立義務教育学校開校準備委員会委員の委嘱について」ご説明いたします。議案書をご覧ください。

昨年9月に委嘱しました本委員会の委員についてですが、その任期は「設置の目的を達成した日まで」とされておりおます。本来であれば、従来の委員がそのまま職務を行うこととなりますが、学校長の人事異動や各種委員の異動、PTA会長の異動などもあり、すでに空席となっている委員がおります。今般、当該委員会において視察研修や会議を開くため、空席の委員の後任について、委員会の承認を求めるためにお諮りするものです。

別添の名簿をご覧いただきたいと思います。1番から3番の各校PTA会長が変更になります。また、4番の方は昨年薄市小PTA会長でしたが、今年度から中里中のPTA会長に就任されましたので、所属のみの変更としております。5番の中里小校長、13番のこども園学园长は、今年度の教職員定期人事異動による変更となります。11番の薄市こども園保護者代表も変更となりました。そして、16番の社会教育委員は、今年度、公民館運営審議会の統合に伴って社会教育委員を再編した結果、昨年度の準備委員会委員が退任となったことから、新たに社会教育委員長を充てております。

いずれの方も学校経営に対して参画したり、社会教育行政に関わっていたりする方であり、適任であると存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○教育長 それでは議案第 3 2 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがって議案第 3 2 号は、原案のとおり可決されました。

＜議案第 3 3 号・議案第 3 4 号＞

○教育長 日程第 5、議案第 3 3 号「中泊町教育文化賞表彰規則の一部改正について」と日程第 6、議案第 3 4 号「中泊町教育文化賞選考委員会設置規則の廃止について」は、関連がありますので、一括して議題とし、採決はそれぞれ行います。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第 3 3 号「中泊町教育文化賞表彰規則の一部改正について」、議案第 3 4 号「中泊町教育文化賞選考委員会設置規則の廃止について」、関連がありますので一括してご説明いたします。議案書をご覧ください。

本規則の改正及び廃止は、名称である「中泊町教育文化賞」について、文化は教育部門だけに限らないという考えの下、その名称を「中泊町文化賞」とし、あわせてこの際、選考委員会の設置規則も本規則に統合するため、お諮りするものです。

具体的には新旧対照表をご覧いただきたいと思います。規則名及び第 1 条から第 5 条までは、名称及び意義を教育文化賞、教育文化的なものから、文化賞、文化的なものに改めるための改正です。また、第 1 0 条から第 1 4 条までは、中泊町教育文化賞選考委員会設置規則に規定されている選考委員会の設置根拠になり、今回の改正を機に本規則へ統合しました。そのようなこともあり、議案第 3 4 号は、議案第 3 3 号の施行と同時に廃止するものです。

以上、本議案のご説明といたします。よろしくお願いいたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長 それでは議案第 3 3 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定

することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがって議案第33号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第34号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがって議案第34号は、原案のとおり可決されました。

＜議案第35号＞

○教育長 日程第7、議案第35号「中泊町史編さん委員会委員の委嘱について」を議題にしますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、宮越委員は議事に参与することができませんので、宮越委員の退席を求めます。

(退席後)事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第35号「中泊町史編さん委員会委員の委嘱について」ご説明いたします。議案書をご覧ください。

本編さん委員会に関しましては、6月会議の際に設置要綱をご承認いただいたところであり、その後、町史編さん室において具体的な人選を進めて参りました。このたび、それぞれの方の内諾がとれ、編さん委員として委嘱するにあたり、委員会にお諮りするものです。

なお、6月会議でも説明いたしましたが、「編さん委員会」につきましては、いわゆる方針を審議するための委員会でありまして、編さん委員長を中心に文化財審議会会長や校長会代表、学識経験者などを委嘱し、教育委員会の諮問に対して答申する機能を持つ委員会となります。

別添の名簿をご覧いただきたいと思いますが、1番の方は社会福祉協議会会長で中泊町職員や中泊町副町長を務められた方であり、行政や地域の歴史に精通しておられます。2番の方は、現在の「小泊の歴史を語る会」会長で、小泊地域の歴史に精通しております。3番の方は現在の中泊町文化財審議会会長であり、町の歴史のほか文化財への造詣も深い方です。4番の方は武田小学校長であり、校長会の事務局も務めておられ、中学校社会科の教員免許を所持している方です。5番の方は行政連絡員協議会の会長を務めておられ、地域をよく知っている行政連絡員の先立ちということから選定しました。6番の方は現在、地域おこし協力隊として中泊町文化観光交流協会に

勤務し、宮越家ボランティアの事務局を務めていることや、津軽半島観光アテンダントとして勤務していた経歴から、中泊町のみならず津軽半島全域に詳しい方でございます。7番の方は中泊町の民生委員児童委員のほか、保護司や更生保護女性会など多方面で活躍し、元中泊町職員で地域にも明るい方でございます。8番の方は現在、国立大学法人弘前大学の特任教授を務め、数多くの市町村史の編さんに関わってこられた方で、執筆を行う編集委員会委員の人選にもご教授いただいております。最後の9番はご存じのとおり現在の宮越家当主で、当町の歴史を語る上で宮越家の存在や文化財は欠かせない事項であることから委嘱するものです。

いずれの方も各分野で歴史や民俗、文化財等に精通した方々であり、適任であると存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○教育長 それでは議案第35号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがって議案第35号は、原案のとおり可決されました。宮越委員の入室を許可します。

<議案第36号>

○教育長 日程第8、議案第36号「中泊町史編集委員会設置要綱の一部改正について」を議題にします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第36号「中泊町史編集委員会設置要綱の一部改正について」ご説明いたします。議案書をご覧ください。

本設置要綱につきましては、6月会議の際にご承認いただいたところでありますが、先ほど申し上げました弘前大学特任教授のアドバイスもあり、編集に当たって必要な事項を整備するため、その改正案をお諮りするものです。

議案書の新旧対照表をご覧いただきたいと思います。第6条の専門部会の規定の中で、当初5部会としていたものを、第1号と第2号を統合し、4部会編成としております。また、第7条に新たな規定を追加し、調査等協力員を設置することができる

ものとなりました。これは、編集委員や専門部会の意向を受けて、地域に精通する方や専門的な知識のある方に、調査や意見・論の表明をしてもらい、町史の編集を円滑に行うために設置するものです。

以上、本議案のご説明といたします。よろしくお願いいたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○教育長 それでは議案第36号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがって議案第36号は、原案のとおり可決されました。

<議案第37号>

○教育長 日程第9、議案第37号「中泊町史編集委員会委員の委嘱について」を議題にします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第37号「中泊町史編集委員会委員の委嘱について」ご説明いたします。議案書をご覧ください。

本編集委員会に関しましては、6月会議の際に設置要綱をご承認いただいたところであり、その後、町史編さん室において具体的な人選を進めて参りました。このたび、それぞれの方の内諾がとれ、編集委員として委嘱するにあたり、委員会にお諮りするものです。

なお、6月会議でも説明いたしましたが、「編集委員会」につきましては、編さん委員会で決定された方針に基づき、実際に町史の原稿を執筆する役割になり、それぞれの専門分野などを考慮して部会を編成しつつ町史をまとめ上げる、実働の委員会となります。また、6番の委員につきましては、まだ人選が続いております。おそれ入りますが、人選が済み次第、速やかに編集委員会を開催したいことから、教育長に人選はお任せいただき、後ほど委員会に報告する形で進めさせていただきたいと考えております。

別添の名簿をご覧くださいと思いますが、1番の方は、先ほど町史編さん委員でも登場されました方で、弘前大学特任教授を務めておられ、専門は近世史、編集委

員会では近世部会委員も兼任される予定です。2番の方は、弘前大学教育学部の講師を務めておられる方で、専門は近現代史、今回、近現代分野の部会長として参加してもらう予定です。3番の方は、弘前大学人文社会科学部教授を務めておられ、専門は考古学、自然・原始・古代・中世部会の部会長として参加してもらう予定です。4番の方は、弘前大学教育学部教授を務めておられ、専門は地理学、自然・原始・古代・中世部会の副部会長として参加してもらう予定です。5番の方は弘前大学人文社会科学部准教授を務めておられ、専門は近世史、今回は近世部会の部会長として参加してもらう予定です。6番の方は近世部会の副部会長として参加してもらう予定ですが、先ほども申し上げましたとおりまだ人選がされておりません。編さん室長によると、10月中にはなんとか人選できるのではないかという見通しでございます。こちらは決まりましたら、あらためて委員会にご報告差し上げたいと思います。7番の方は青森中央学院大学看護学部教授で、専門は近代史・音楽史、近現代部会の副部会長として参加してもらう予定です。8番の方は青森県立郷土館学芸課長を務めておられ、今回は民俗部会の部会長として参加してもらう予定です。最後の9番の方は弘前大学非常勤講師で青森県文化財審議会委員も務めておられ、今回は民俗部会の副部会長として参加してもらう予定です。

いずれの方も歴史や民俗、文化財などの分野で専門的な知見をお持ちの方々であり、適任であると存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長 これから質疑を行います。何か質疑ありますか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○教育長 それでは議案第37号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがって議案第37号は、原案のとおり可決されました。

<報告第9号>

○教育長 日程第10、報告第9号「第78回市町村対抗青森県民スポーツ大会結果について」を議題にします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 報告第9号「第78回市町村対抗青森県民スポーツ大会結果について」ご説明

いたします。議案書をご覧ください。

本スポーツ大会については新聞等で見聞きしておられるかもしれませんが、改めてその概要について報告させていただくものです。

昨年は西北地域が主会場でしたが、今年度は東青地域を主会場に7月19日・20日・21日に先行実施、7月26日・27日を本開催として都合5日間にわたり熱戦が繰り広げられ、町からは総勢107名の選手が各種目に出場しました。

総合順位では、昨年の7位から9位へ順位を下げましたが、出場選手は郷土の誇りを胸に戦い抜きました。

各種目の結果をご紹介しますと、陸上競技が昨年と同じ3位、軟式野球は板柳町に敗れ予選で敗退、剣道は1回戦敗退、相撲は2勝3敗、バスケットボールは1回戦敗退、柔道は初戦をとりましたが2回戦敗退、バドミントンは1回戦敗退、ウエイトリフティングは安定の強さで3位、ソフトテニスも昨年と同じ3位、テニスは大きく健闘し3位となりました。

なお、来年度は国スポ開催のためお休みと聞いておりますが、今回は三八地域で開催予定となっております。

軟式野球やソフトテニスなどまだまだ上位を目指せる種目があると聞いており、今回は今年以上の活躍ができることを期待して報告いたします。

○教育長 これから質疑を行います。何か質疑ありますか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

<報告第10号>

○教育長 日程第11、報告第10号「令和7年度中泊町二十歳の成人式実施結果について」を議題にします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 報告第10号「令和7年度中泊町二十歳の成人式実施結果について」ご説明いたします。議案書をご覧ください。

令和5年度から、式典運営やイベント企画を参加対象者で組織する実行委員会に任せており、今年も委員を委嘱して会議や作業を進めてきました。今年度は8人の実行委員が集まり、実行委員長を筆頭に式典の運営と、第2部のスライドショー放映、景品が当たるビンゴ大会を運営していました。昨年度同様、町からの補助金のほかに町建設業協会、町建築業協会、町管工事業協会からのご協賛もいただき、会場は華やか

な雰囲気に入れられ、盛会裡に終了することができました。

なお、出席者は昨年度比13%増となっており、実行委員会方式による開催が影響しているのではないかと評価しているところです。また、今年度の実行委員は、こちらから指示しなくとも会場準備に自ら手伝いに来るなど、自主性や大人の自覚を感じる素晴らしい実行委員でした。来年度もこの方式を継続して参りたいと考えております。

以上、ご報告いたします。

○教育長 これから質疑を行います。何か質疑ありますか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

<報告第11号>

○教育長 日程第12、報告第11号「第33回青森県民駅伝競走大会結果について」を議題にします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 報告第11号「第33回青森県民駅伝競走大会結果について」ご説明いたします。議案書をご覧ください。

第33回青森県民駅伝競走大会は、「健脚でつなげ郷土の和と心」をスローガンに9月7日（日）、晴天の下、青森県観光物産館「アスパム」をスタートし、各市町村9人のランナーがたすきをつないで、「カクヒログループアスレチックスタジアム」にゴールしました。

中泊町は、今年は繰り上げスタートもなく、最後のアンカーまでたすきをつなぎ、市町村の部で40市町村中第30位、町の部で22町中第18位という結果でした。昨年度は市町村の部33位、町の部19位でしたので、補欠も含めて出場したランナーの皆さんが精一杯がんばってくれ、健闘したものと考えております。

なお、こちらの大会も、国スポの規定上、来年度は実施できず、再来年に再び行われる予定となっております。

以上、ご報告いたします。

○教育長 これから質疑を行います。何か質疑ありますか。

○坂本委員 このメンバーの選考は、あくまで陸上関係者が主にやっているものですか。

○教育課長 広報などで選手を募集し、選考会を実施して駅伝の実行委員会で正式に決定しています。

○教育長 他に質疑ありますか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

＜報告第12号＞

○教育長 日程第13、報告第12号「令和7年度中泊町善行・功労者表彰について」を議題にします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 報告第12号「令和7年度中泊町善行・功労者表彰について」ご説明いたします。議案書をご覧ください。

先般、町の最高表彰である善行功労者表彰に教育委員会から2名の方を推薦いたしました。9月10日に審査結果が届き、2人とも表彰受賞が決定いたしました。議案にそれぞれの氏名が記載されておりますのでご確認いただきたいと思います。

まず上段の佐井川氏についてですが、同氏は平成25年から3期12年間、中泊町教育委員会委員を務められ、永きにわたり教育行政の推進に寄与されてきました。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項に規定される保護者枠の委員として、般若寺住職の経験も交えながら、学校や地域の教育、文化の発展に寄与したその功績は、中泊町表彰規則第2条第4号「教育、学術、芸術及び体育等文化の発展に寄与」に該当することから、今回の受賞決定となりました。

また、下段の三浦氏についてですが、同氏は平成19年から昨年度末までの18年間、町スポーツ推進委員を務められ、実技指導のほか、事業実施のための調整や支援など、町民へのスポーツ推進・普及に尽力されたその功績は、中泊町表彰規則第2条第4号「教育、学術、芸術及び体育等文化の発展に寄与」に該当することから、今回の受賞決定となりました。

受賞されたお2人方に心からお祝い申し上げますとともに、これまでの功績に深い感謝の意を表しまして、ご報告いたします。

○教育長 これから質疑を行います。何か質疑ありますか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

＜報告第13号＞

○教育長 日程第14、報告第13号「令和8年度における小学校及び中学校の学級編制（見込み）並びに特別支援学級編制（見込み）について」を議題にします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 報告第13号「令和8年度における小学校及び中学校の学級編制（見込み）並びに特別支援学級編制（見込み）について」ご説明いたします。議案書をご覧ください。

過日、10月7日に中学校を卒業する者や新たに学齢に達する者、教育支援委員会の審議結果などをふまえ、令和8年度の学級編制状況を青森県教育委員会に届け出いたしましたので、今回、令和8年度の児童生徒数及び学級編制見込みを報告するものであります。

各学校の状況ですが、1枚目の届出書をご覧ください。左側が本年9月30日の状況、右側が令和8年度当初の数になり、それぞれ上段の括弧が特別支援学級の数、下段が通常学級の数を表しております。上から順番に、中里小学校は児童数4名増で各学年1の6クラスと特別支援学級2クラス、武田小学校は児童数7名減で4年5年が複式学級となり5クラスと特別支援学級2クラス、薄市小学校は児童数3名減で完全複式となり3クラスと特別支援学級2クラス、小泊小学校は児童数3名減で4年5年が複式となり5クラスのほか特別支援学級2クラス、中里中学校は生徒数18名減で1、2年が1クラス、3年が2クラスの4クラスと特別支援学級2クラス、小泊中学校は生徒数3名減で各学年1の3クラス、特別支援学級はなしになります。全体では30名の児童生徒数減になります。

なお、先生の配置に影響がある学級数で比較しますと、中里中学校が1クラス減で、ほかは現状維持となります。

以上、ご報告いたします。

○教育長 これから質疑を行います。何か質疑ありますか。

（なしの声あり）

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

<その他>

○教育長 日程第15、その他として何かありますか。

○坂本委員 中里中学校を義務教育学校整備のため、旧中里高校を仮校舎にする計画ですが、クラブ活動などをどのような形で運営していくのか。

○教育課長 具体的には、まだ決まっておりません。現在、義務教育学校開設計画を作成中であり、その計画について教育委員の皆様にご審議いただくことになるかと思います。

① 「次回の教育委員会会議について」

緊急の案件がなければ12月に総合教育会議と同時開催を予定

○教育長 他によろしいですか。

(なしの声あり)

○教育長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、令和7年第7回中泊町教育委員会会議を閉会します。

(午前10時50分 閉会)

署 名

中泊町教育委員会会議規則第20条第3項の規定により、ここに署名する。

令和7年 月 日

教 育 長 鈴 木 信 也

署 名 委 員 東 山 綾 子

署 名 委 員 坂 本 拓 也

会議の書記

中泊町教育委員会

教育課課長補佐 山 田 彰 広